大阪市総合設計許可取扱要綱

大阪市総合設計許可取扱要綱

制　　定　昭和 54 年　4　月　1　日
最近改正　平成 15 年　4　月　1　日

（目　的）

第1　この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の2の規定に基づく総合設計制度の許可に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって土地の有効利用と市街地環境の整備改善並びに市街地住宅の供給と促進に資することを目的とする。

（許可方針）

第2　総合設計制度に係る許可は、建築計画が「総合設計に係る許可準則の改正について」（昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 93 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準について」（昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 94 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成2年7月3日付け建設省住街発第 100 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成2年 11 月 26 日付け建設省住街発第 148 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成2年 11 月 26 日付け建設省住街発第 149 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成7年7月 17 日付け建設省住街発第 71 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成7年7月 17 日付け建設省住街発第 72 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成9年6月 13 日付け建設省住街発第 74 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成9年6月 13 日付け建設省住街発第 75 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 13 年9月 10 日付け国土交通省住街発第 95 号国土交通省住宅局長通知）及び「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 13 年9月 10 日付け国土交通省住街発第 96 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）の趣旨に基づき別に定める大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準（以下「実施基準」という。）に適合しているものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ市街地環境の整備改善に資すると認められ、本市建築審査会の同意の得られるものについて行う。

また、本要綱の適用に当たっては、総合設計制度の趣旨に則り、総合的な判断に基づいて行うものとする。

なお、「御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱」（平成6年11月1日制定）の適用区域における実施基準は別途定めるものとし、「総合設計制度による公開空地整備ガイドライン」（平成7年6月制定）の適用区域においては、当該ガイドラインを適用するものとする。

（許可申請）

第3　第2の許可を受けようとするものは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の4第1項に定める許可申請書及び大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）第3条に定める添付図書のほか、実施基準に定める図書を提出しなければならない。

（事　務）

第4　この要綱の実施についての事務は、住宅局建築指導部建築企画課において行う。

附則　この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附則　この要綱は、昭和58年7月1日から実施する。

附則　この要綱は、昭和63年2月10日から実施する。

附則　この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成2年10月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成3年10月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成4年12月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成6年11月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成7年2月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成10年1月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成13年1月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成14年5月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成15年1月1日から実施する。

附則　この要綱は、平成15年4月1日から実施する。